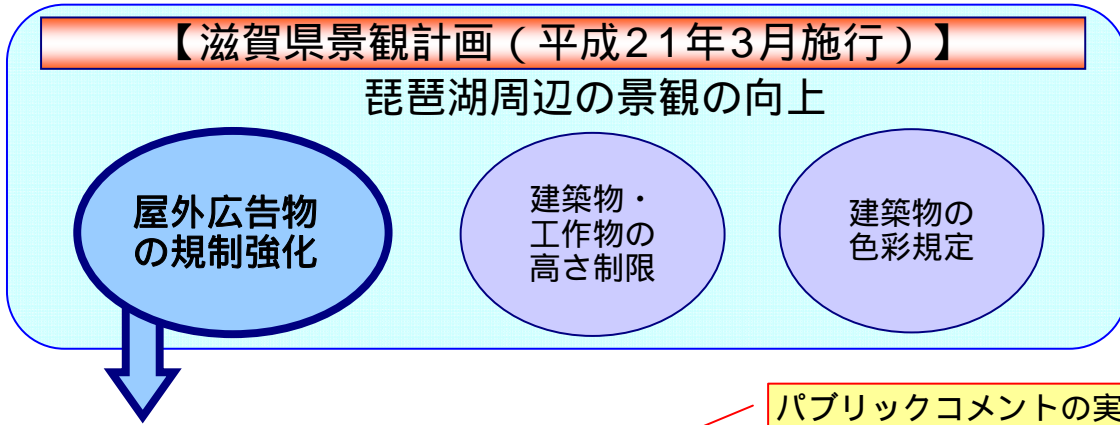


「滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則案」  
にかかる県民政策コメントの結果の報告について

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、平成20年12月5日(金)から平成21年1月4日(日)までの間、滋賀県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則案について、意見・情報の募集を行いました。提出された意見・情報はありませんでした。

従って、本規則の改正につきましては原案通り行うこととし、施行日は平成21年4月1日を見込んでおります。



パブリックコメントの実施  
予定時期：12月5日～1月4日

（屋外広告物条例施行規則に規定する、許可の新基準案）

		現行基準		新基準（対象地域は琵琶湖周辺）
【1】 非自家用 （一般宣伝用）		高さ：20m以下 （住居系の用途地域は10m以下）	➡	設置禁止
【2】 非自家用 （案内誘導用）	表示規定	案内内容は表示の40%以上	➡	変更無し
	面積	5㎡以下		3㎡以下
	高さ	脚を除いて4.5m以下		地上から4.5m以下
	設置個数 （相互間距離）	同一広告主は同一地域に2個以内		同一広告主の広告物は、500m以上離す
	集約化	共同掲出（10人以上）の場合、 面積 30㎡		共同掲出（2人以上）の場合、 面積 5㎡
【3】 自家用広告物 （自己の敷地に設置するもの）	面積の合計	規定無し	➡	15㎡以下 用途地域（低層住居専用地域を除く）には適用しない
	屋上	高さ：建築物の高さの3分の2 かつ20m以下		設置禁止
	壁面	面積：壁面の2分の1以下		面積：壁面の4分の1以下
	突出	幅1.5m以下、高さは下端2.7m以上		変更無し
	野立	高さ：20m以下		高さ：10m以下 かつ 幅：4.5m以下 幅は用途地域（低層住居専用地域を除く）には適用しない

（イメージ図：自家用広告物各種）

